

議案第 15 号

羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第 1 条関係）					別表（第 1 条関係）				
職名	区分	報酬の額	旅費の額		職名	区分	報酬の額	旅費の額	
教育委員会 ～同和対策 集会所運営 委員	(略)	(略)	(略)	(略)	教育委員会 ～同和対策 集会所運営 委員	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>羽生市いじめ問題調査審議会委員</b>	日額	13,000 円			<b>羽生市いじめ問題調査審議会委員</b>	日額	13,000 円		
<b>羽生市学校運営協議会委員</b>	日額	1,500 円							
学校医～開 票立会人	(略)	(略)	(略)		学校医～開 票立会人	(略)	(略)	(略)	
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成30年2月26日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明